



図 2.6-2 造成計画平面図（東工区分割施工）

## 2.6.2. 評価

### (1) 存在による影響（改変後の地形）

#### ア 回避・低減に係る評価

##### ① 評価方法

予測結果を踏まえ、地形の改変による現況地形への影響が、改変面積の最小化等の保全対策により、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか否かを判断する。

##### ② 評価結果

本事業では、平成12年3月評価書で示した土地利用計画を見直し、対象事業計画地のほぼ中心部に位置する既存緑地の尾根をほぼ自然の状態の緑地として残置する計画としていることから、実行可能な範囲で改変面積を低減していることから、切土・盛土・掘削等の地形の改変に伴う現況地形への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。

## 2.7. 自然との触れ合い活動の場

### 2.7.1. 予測

#### (1) 工事による影響（資材等の運搬）

##### ア 予測内容

予測内容は、資材等の運搬による触れ合いの場の状況への影響とした。

##### イ 予測地域及び予測地点

評価書に示した予測地点と同様とした。

##### ウ 予測対象時期

予測対象時期は資材等の運搬による自然との触れ合いの場への影響が最大になる時期とし、東工区及び中央・西工区の各々について工事用車両の走行台数が最大となる時期とした。

##### エ 予測方法

評価書に示した予測方法と同様とした。

## 才 予測結果

### ① 東工区

資材等の運搬による走行ルートと自然との触れ合いの場の重ね合わせ図は図 2.7-1(1), 対象事業計画地周辺の路線における工事中交通量及び工事用車両の割合は表 2.7-1(1)に示すとおりである。

資材等の運搬による工事用車両は、対象事業計画地周囲の 2箇所（ゲート 1 及びゲート 2）から出入りすることとしている。対象事業計画地周辺の路線における工事中の交通量に占める工事用車両の割合は、国道 457 号が 3.0%, 市道桐ヶ崎年川線が 2.1%, 市道荒巻根白石線（寺岡 3 丁目付近）が 0.4%, 市道宮沢根白石線が 1.1%, 市道七北田実沢線が 0.4%, 市道荒巻根白石線（実沢飛鳥原付近）が 1.0% と予想される。

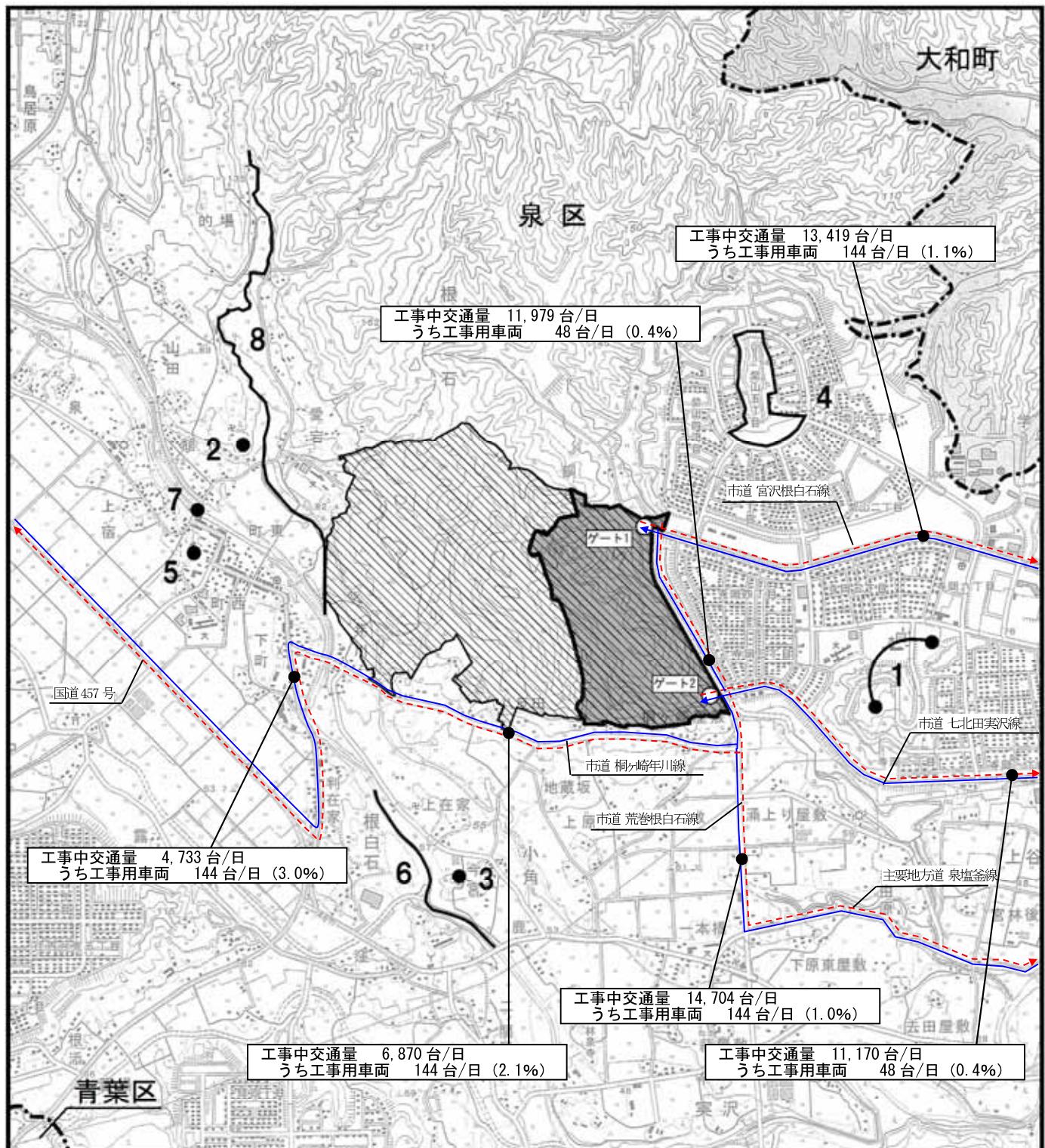
資材等の運搬による工事用車両の走行経路と自然との触れ合いの場を重ね合わせた結果、予測地点 2, 3, 5, 6, 7 及び 8 についてはアクセスルートを工事用車両が走行することではなく、利用状況に及ぼす影響はない。

予測地点 1, 4 については、自動車での来園者が現地調査で確認されており、寺岡地区と紫山地区的地区境を横断する市道宮沢根白石線や、市道荒巻根白石線、市道七北田実沢線を工事用車両が通過する計画である。これらの路線は、地域住民等の利用者が予測地点 1, 4 へ向かうアクセスルートとして利用しているものと想定される。ただし、工事用車両の増加は 0.4~1.1% であることから、自然との触れ合いの場の利用状況に及ぼす影響は小さいと予測される。また、徒歩及び自転車での利用については、歩道が整備されており、車両と人の分離がなされていることから、工事用車両による自然との触れ合いの場の利用状況に及ぼす影響は小さいと予測される。

表 2.7-1(1) 対象事業計画地周辺の路線ごとの工事中交通量及び工事用車両の割合（東工区）

地点 No.	路線(地点)	工事中交通量及び工事用車両の割合
1	国道 457 号 (泉区根白石下町)	工事中交通量 4,733 台/日 うち工事用車両 144 台/日 (3.0%)
2	市道桐ヶ崎年川線 (泉区根白石行木沢)	工事中交通量 6,870 台/日 うち工事用車両 144 台/日 (2.1%)
3	市道荒巻根白石線 (泉区寺岡 3 丁目)	工事中交通量 11,979 台/日 うち工事用車両 48 台/日 (0.4%)
4	市道宮沢根白石線 (泉区紫山 2 丁目)	工事中交通量 13,419 台/日 うち工事用車両 144 台/日 (1.1%)
5	市道七北田実沢線 (泉区寺岡 1 丁目)	工事中交通量 11,170 台/日 うち工事用車両 48 台/日 (0.4%)
6	市道荒巻根白石線 (泉区実沢飛鳥原)	工事中交通量 14,704 台/日 うち工事用車両 144 台/日 (1.0%)

※：工事中の交通量は、「2.2 大気質 2.2.1 予測 (1) 工事による影響（資材等の運搬）  
才 予測条件 ④交通量」参照。



#### 凡 例

- : 対象事業計画地
  - : 東工区
  - : 市区境界線
  - : 工事用車両走行ルート（流入）
  - : 工事用車両走行ルート（流出）
  - : ゲート
  - — : 自然との触れ合いの場
- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| 1 : 寺岡山と寺岡中央公園 | 5 : 満興寺             |
| 2 : 白石城跡       | 6 : 七北田川（鼻毛橋～今宮堰付近） |
| 3 : 貴船神社       | 7 : 七北田川（馬橋付近）      |
| 4 : 紫山公園       | 8 : 山田川             |

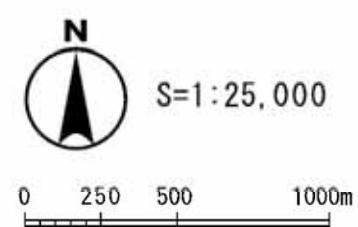


図 2.7-1(1)  
対象事業計画地、自然との  
触れ合いの場及び工事用車  
両ルートの重ね合わせ図  
(東工区)

## ② 中央・西工区

資材等の運搬による走行ルートと自然との触れ合いの場の重ね合わせ図は図 2.7-1(2), 対象事業計画地周辺の路線における工事中交通量及び工事用車両の割合は表 2.7-1(2)に示すとおりである。

資材等の運搬による工事用車両は、対象事業計画地周辺の3箇所（ゲート3～5）から出入りすることとしている。

中央・西工区の工事中は東工区が供用している状況にあり、東工区供用後の交通量が通常の交通量となる。東工区供用後の交通量は市道荒巻根白石線（寺岡3丁目付近）を除き、7.1～14.1%増と予測される。これを踏まえ、対象事業計画地周辺の路線における工事中の交通量に占める工事用車両の割合は、国道457号が3.0%，市道桐ヶ崎年川線が0.7%，市道荒巻根白石線（寺岡3丁目付近）が0.2%，市道宮沢根白石線が1.1%，市道七北田実沢線が0.5%，市道荒巻根白石線（実沢飛鳥原付近）が1.0%，東工区供用後の道路が6.5～7.8%と予想される。

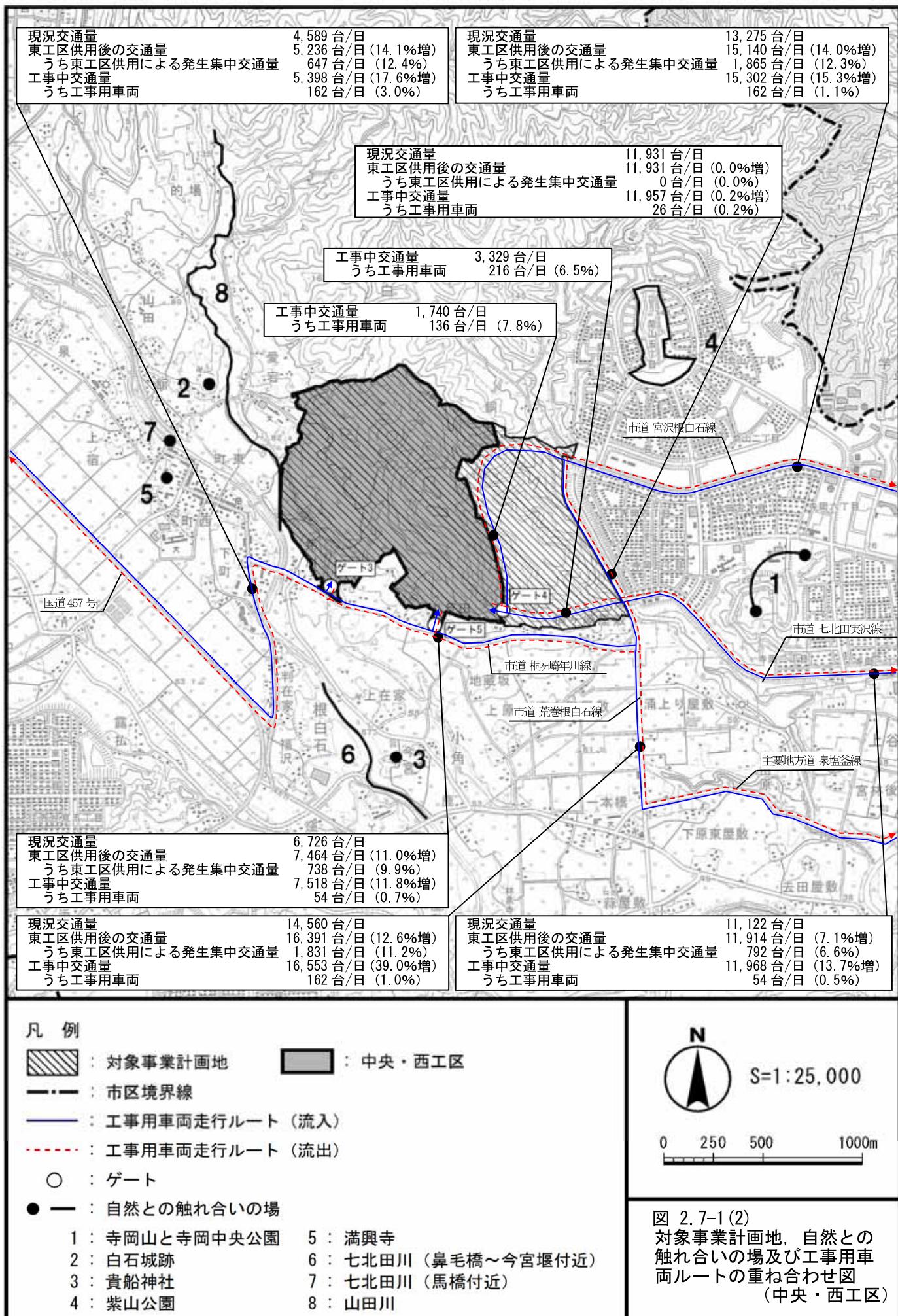
資材等の運搬による工事用車両の走行経路と自然との触れ合いの場を重ね合わせた結果、予測地点2, 3, 5, 6, 7 及び 8 についてはアクセスルートを工事用車両が走行することはなく、利用状況に及ぼす影響はない。

予測地点1, 4についてでは、自動車での来園者が現地調査で確認されており、寺岡地区と紫山地区的地区境を横断する市道宮沢根白石線や、市道荒巻根白石線、市道七北田実沢線を工事用車両が通過する計画である。これらの路線は、地域住民等の利用者が予測地点1, 4へ向かうアクセスルートとして利用しているものと想定される。ただし、工事用車両の増加は0.6～1.6%であることから、自然との触れ合いの場の利用状況に及ぼす影響は小さいと予測される。また、徒歩及び自転車での利用については、歩道が整備されており、車両と人の分離がなされていることから、工事用車両による自然との触れ合いの場の利用状況に及ぼす影響は小さいと予測される。

表 2.7-1(2) 対象事業計画地周辺の路線ごとの工事中交通量及び工事用車両の割合（中央・西工区）

地点 No.	路線(地点)	工事中交通量及び工事用車両の割合	
1	国道 457 号 (泉区根白石下町)	平日	現況交通量 4,589 台/日 東工区供用後の交通量 5,236 台/日 (14.1%増) うち東工区供用による発生集中交通量 647 台/日 (12.4%) 工事中交通量 5,398 台/日 (17.6%増) うち工事用車両 162 台/日 (3.0%)
2	市道桐ヶ崎年川線 (泉区根白石行木沢)	平日	現況交通量 6,726 台/日 東工区供用後の交通量 7,464 台/日 (11.0%増) うち東工区供用による発生集中交通量 738 台/日 (9.9%) 工事中交通量 7,518 台/日 (11.8%増) うち工事用車両 54 台/日 (0.7%)
3	市道荒巻根白石線 (泉区寺岡 3 丁目)	平日	現況交通量 11,931 台/日 東工区供用後の交通量 11,931 台/日 (0.0%増) うち東工区供用による発生集中交通量 0 台/日 (0.0%) 工事中交通量 11,957 台/日 (0.2%増) うち工事用車両 26 台/日 (0.2%)
4	市道宮沢根白石線 (泉区紫山 2 丁目)	平日	現況交通量 13,275 台/日 東工区供用後の交通量 15,140 台/日 (14.0%増) うち東工区供用による発生集中交通量 1,865 台/日 (12.3%) 工事中交通量 15,302 台/日 (15.3%増) うち工事用車両 162 台/日 (1.1%)
5	市道七北田実沢線 (泉区寺岡 1 丁目)	平日	現況交通量 11,122 台/日 東工区供用後の交通量 11,914 台/日 (7.1%増) うち東工区供用による発生集中交通量 792 台/日 (6.6%) 工事中交通量 11,968 台/日 (13.7%増) うち工事用車両 54 台/日 (0.5%)
6	市道荒巻根白石線 (泉区実沢飛鳥原)	平日	現況交通量 14,560 台/日 東工区供用後の交通量 16,391 台/日 (12.6%増) うち東工区供用による発生集中交通量 1,831 台/日 (11.2%) 工事中交通量 16,553 台/日 (39.0%増) うち工事用車両 162 台/日 (1.0%)
11	対象事業計画地の道路 (対象事業計画地内)	平日	工事中交通量 1,740 台/日 うち工事用車両 136 台/日 (7.8%)
12	対象事業計画地の道路 (対象事業計画地内)	平日	工事中交通量 3,329 台/日 うち工事用車両 216 台/日 (6.5%)

※：工事中の交通量は、「2.2 大気質 2.2.1 予測 (1)工事による影響（資材等の運搬） オ 予測条件 ④交通量」参照。



## (2) 工事による影響（重機の稼動、切土・盛土・掘削等）

### ア 予測内容

予測内容は、重機の稼動、切土・盛土・掘削等による触れ合いの場の状況への影響とした。

### イ 予測地域及び予測地点

評価書に示した予測地点と同様とした。

### ウ 予測対象時期

予測対象時期は重機の稼動及び切土・盛土・掘削等による自然との触れ合いの場への影響が最大となる時期とし、東工区及び中央・西工区の各々について重機の稼動台数が最大となる時期及び裸地化した面積が最大となる時期とした。

### エ 予測方法

評価書に示した予測方法と同様とした。

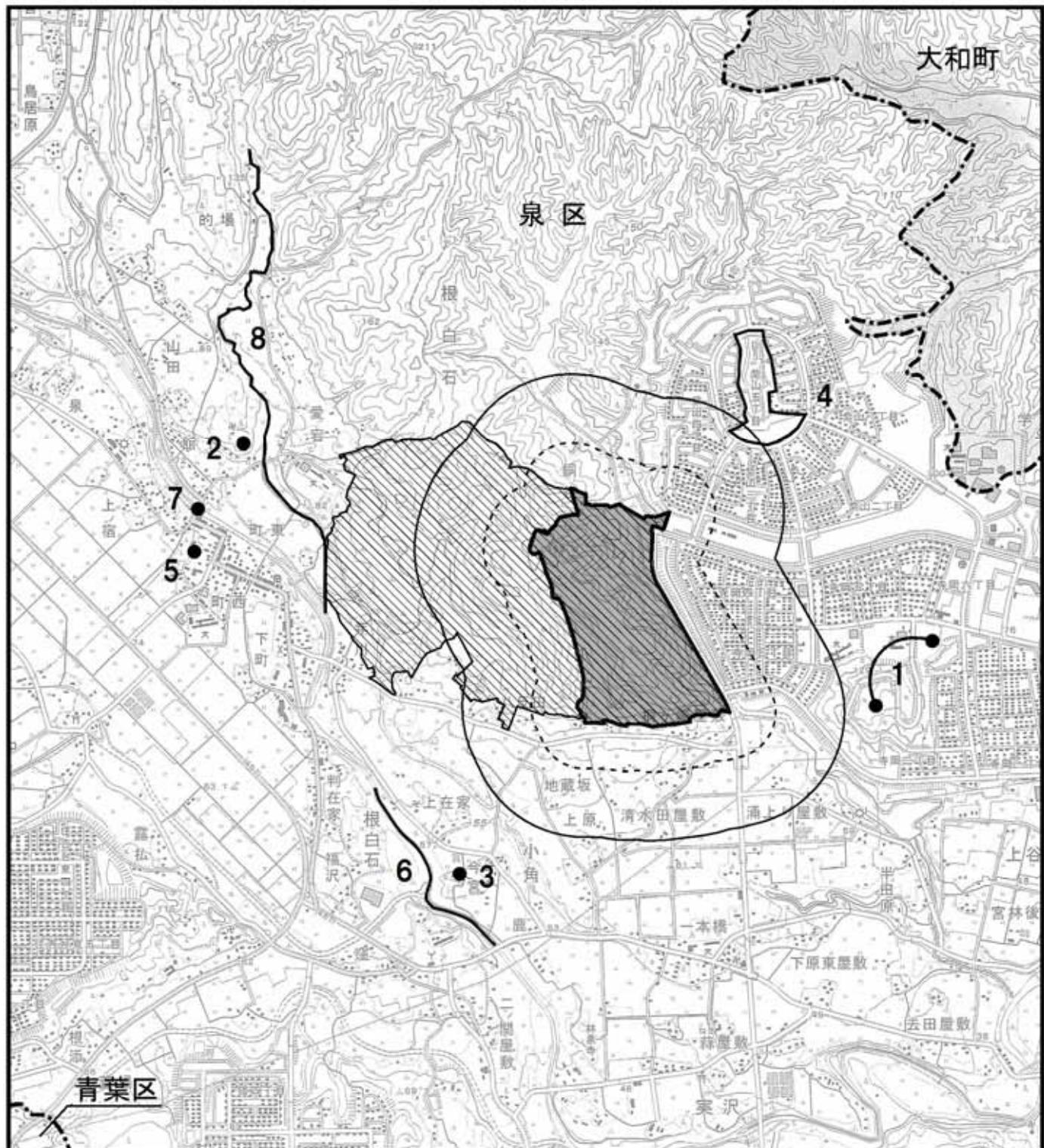
### オ 予測結果

#### ① 東工区

大気質の影響範囲と想定した 500m の範囲と騒音・振動の影響範囲と想定した 200m の範囲、及び自然との触れ合いの場の重ね合わせ図は、図 2.7-2(1)に示すとおりである。

各々の影響範囲と自然との触れ合いの場を重ね合わせた結果、予測地点 1, 2, 3, 5, 6, 7, 8 については重機の稼動及び切土・盛土・掘削等に係る影響範囲から離れた位置にあることから、利用状況に及ぼす影響はない。

予測地点 4 については、「2.2 大気質 2.2.1 予測 (2) 工事による影響（重機の稼動）」、「2.2 大気質 2.2.1 予測 (3) 工事による影響（切土・盛土・掘削等）」に示すように、対象事業計画地の敷地境界において、環境基準及び仙台市環境基本計画定量目標、降下ばいじんの参考値を満足している。また、重機等の運転者へのアイドリングストップ等の指導・教育の徹底、粉じんの発生しやすい施工箇所への散水、周辺道路への散水・清掃等を行うことで、周囲への大気汚染物質や粉じんの飛散防止・低減の効果が期待されることから、これらの自然との触れ合いの場の利用状況への影響は小さいと予測される。なお、騒音・振動による利用状況への影響は、影響範囲から離れた位置にあることから、無いものと想定される。



凡 例

: 対象事業計画地

: 市区境界線

: 東工区

: 東工区より500mの範囲

: 東工区より200mの範囲

1 : 寺岡山と寺岡中央公園

2 : 白石城跡

3 : 貴船神社

4 : 紫山公園

5 : 満興寺

6 : 七北田川（鼻毛橋～今宮堰付近）

7 : 七北田川（馬橋付近）

8 : 山田川



S=1:25,000

0 250 500 1000m

図 2.7-2(1)  
対象事業計画地、自然との  
触れ合いの場及び大気質・  
騒音・振動の影響範囲の  
重ね合わせ図 (東工区)

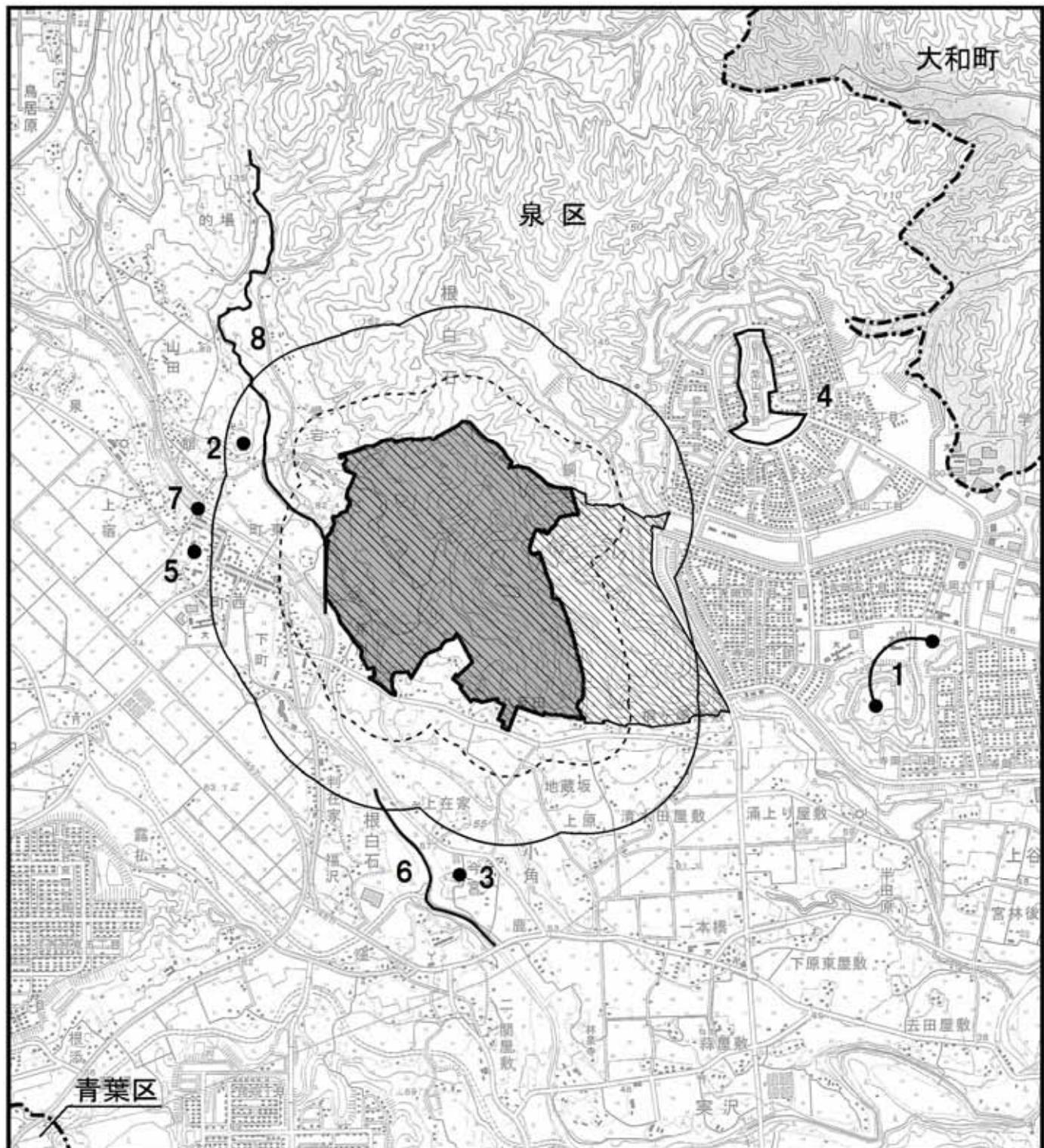
## ② 中央・西工区

大気質の影響範囲と想定した 500m の範囲と騒音・振動の影響範囲と想定した 200m の範囲、及び自然との触れ合いの場の重ね合わせ図は、図 2.7-2(2)に示すとおりである。

各々の影響範囲と自然との触れ合いの場を重ね合わせた結果、予測地点 1, 3, 4, 5, 7 については重機の稼動及び切土・盛土・掘削等に係る影響範囲から離れた位置にあることから、利用状況に及ぼす影響はない。

予測地点 2 については、「2.2 大気質 2.2.1 予測 (2) 工事による影響（重機の稼動）」、「2.2 大気質 2.2.1 予測 (3) 工事による影響（切土・盛土・掘削等）」に示すように、対象事業計画地の敷地境界において、環境基準及び仙台市環境基本計画定量目標、降下ばいじんの参考値を満足している。また、重機等の運転者へのアイドリングストップ等の指導・教育の徹底、粉じんの発生しやすい施工箇所への散水、周辺道路への散水・清掃等を行うことで、周囲への大気汚染物質や粉じんの飛散防止・低減の効果が期待されることから、これらの自然との触れ合いの場の利用状況への影響は小さいと予測される。なお、騒音・振動による利用状況への影響は、影響範囲から離れた位置にあることから、無いものと想定される。

予測地点 6, 8 については、現地調査にて確認された利用者数が少ないと想定され、「2.5 水質 予測 (1) 工事による影響（切土・盛土・掘削等）」に示すように、工事に際しては仮設調整池を設置する計画としており、予測地点 6, 8 への濁水流出防止の効果が期待されることから、これらの自然との触れ合いの場の利用状況への影響は小さいと予測される。



#### 凡 例

: 対象事業計画地

: 市区境界線

: 中央・西工区

: 中央・西工区より500mの範囲

: 中央・西工区より200mの範囲

1 : 寺岡山と寺岡中央公園

2 : 白石城跡

3 : 貴船神社

4 : 紫山公園

5 : 満興寺

6 : 七北田川（鼻毛橋～今宮堰付近）

7 : 七北田川（馬橋付近）

8 : 山田川



S=1:25,000

0 250 500 1000m

図 2.7-2(2)  
対象事業計画地、自然との  
触れ合いの場及び大気質・  
騒音・振動の影響範囲の  
重ね合わせ図（中央・西工区）

## 2.7.2. 評価

### (1) 工事による影響（資材等の運搬）

#### ア 回避・低減に係る評価

##### ① 評価方法

予測結果を踏まえ、資材等の運搬による自然との触れ合いの場の影響が、適切な施工計画等の保全対策により実行可能な範囲内で回避・低減が図られているか否かを判断する。

##### ② 評価結果

環境保全措置として、工事の平準化等、作業員教育、交通誘導により自然との触れ合いの場の利用状況への影響の抑制が図られていることから、資材等の運搬による自然との触れ合いの場への影響は実行可能な範囲内で回避・低減が図られていると評価する。

### (2) 工事による影響（重機の稼動、切土・盛土・掘削等）

#### ア 回避・低減に係る評価

##### ① 評価方法

予測結果を踏まえ、重機の稼動、切土・盛土・掘削等による自然との触れ合いの場の影響が、適切な施工計画等の保全対策により実行可能な範囲内で回避・低減が図られているか否かを判断する。

##### ② 評価結果

環境保全措置として、工事の平準化等、作業員教育、作業の管理等、排出ガス対策型重機の採用、濁水防止により自然との触れ合いの場の利用状況への影響の抑制が図られていることから、重機の稼動、切土・盛土・掘削等による自然との触れ合いの場への影響は実行可能な範囲内で回避・低減が図られていると評価する。

## 2.8. 事後調査計画の変更

事後調査の内容は評価書時の事後調査計画を踏まえ、工事による影響が東工区及び中央・西工区に分割されたことにより、各々の影響を考慮して再設定した。なお、存在及び供用による影響は、全工区完了後に実施することとしており、評価書時から変更はない。

再設定した事後調査の内容は、表 2.8-1～表 2.8-11 に示すとおりである。なお、調査期間は現段階における想定時期であり、事業の進捗によって前後する可能性がある。

表 2.8-1(1) 事後調査（大気質）の内容等 (1/4)

調査項目	調査方法	評価書時		東工区		中央・西工区	
		調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等
工事による影響	・二酸化窒素	調査方法は「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 54 年 環境庁告示第 38 号)に準じる測定方法(公定法)及びバッシュサンプラーを用いた簡易法とする。公定法の測定位は地点 R2 の上り側とする。簡易法の測定位は地点 R1～R4 が上り側、地点 R5 及び R6 が下り側とする。測定高さは 1.5m とする。	調査地点は工事用車両の通過を計画している以下の 6 地点とする。 地点 R1：泉区根白石下町地内 (簡易法) 地点 R2：泉区根白石行木沢地内 (公定法, 簡易法) 地点 R3：泉区寺岡3丁目地内 (簡易法) 地点 R4：泉区紫山2丁目地内 (簡易法) 地点 R5：泉区寺岡1丁目地内 (簡易法) 地点 R6：泉区実沢飛島原地内 (簡易法)	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 23 ヶ月後(平成 31 年 2 月頃)を予定する。 ・1 回×7 日間(168 時間)連続	調査地点は工事用車両の通過を計画している以下の 6 地点とする。 地点 R1：泉区根白石下町地内(簡易法) 地点 R2：泉区根白石行木沢地内(公定法, 簡易法) 地点 R3：泉区寺岡3丁目地内(簡易法) 地点 R4：泉区紫山2丁目地内(簡易法) 地点 R5：泉区寺岡1丁目地内(簡易法) 地点 R6：泉区実沢飛島原地内(簡易法) ※図 2.8-1(1) 参照。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 17 ヶ月後の 1 回を予定する。 ・1 回×7 日間(168 時間)連続	調査地点は工事用車両の通過を計画している以下の 8 地点とする。 地点 R1：泉区根白石下町地内(簡易法) 地点 R2：泉区根白石行木沢地内(公定法, 簡易法) 地点 R3：泉区寺岡3丁目地内(簡易法) 地点 R4：泉区紫山2丁目地内(簡易法) 地点 R5：泉区寺岡1丁目地内(簡易法) 地点 R6：泉区実沢飛島原地内(簡易法) 地点 R11：対象事業計画地内(簡易法) 地点 R12：対象事業計画地内(簡易法) ※図 2.8-1(2) 参照。
	・浮遊粒子状物質	調査方法は「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 環境庁告示第 25 号)に準じる測定方法とする。測定位置は地点 R2 の上り側とする。測定高さは 3.0m とする。	調査地点は工事用車両の通過を計画している地点のうち、以下に示す 1 地点とする。 地点 R2：泉区根白石行木沢地内 ※図 2.8-1(1) 参照。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。	調査地点は工事用車両の通過を計画している地点のうち、以下に示す 1 地点とする。 地点 R2：泉区根白石行木沢地内 ※図 2.8-1(1) 参照。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。
	・風向・風速	調査方法は「地上気象観測指針」(平成 14 年 気象庁)に準じる測定方法とする。測定高さは 10.0m とする。	調査地点は対象事業計画地内の 1 地点とする。 地点 W：対象事業計画地内西側 ※地点 W の位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。	調査地點は対象事業計画地内の 1 地点とする。 地点 W：対象事業計画地内西側 ※地点 W の位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。 ※図 2.8-1(1) 参照。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。
	・交通量	調査方法はハンドカウンターで大型車、小型車及び二輪車の 3 車種別自動車台数をカウントし、1 時間毎に記録する方法とする。	調査地点は二酸化窒素の調査地点と同様とする。	調査期間は二酸化窒素の調査期間のうち、平日の 1 日間とする。 ・1 回×1 日間(平日) (24 時間)連続	調査地点は二酸化窒素の調査地点と同様とする。	調査期間は二酸化窒素の調査期間のうち、平日の 1 日間とする。 ・1 回×1 日間(平日)(24 時間)連続	調査期間は二酸化窒素の調査期間のうち、平日の 1 日間とする。 ・1 回×1 日間(平日)(24 時間)連続
	・工事用車両台数	調査方法は工事記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地域は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 23 ヶ月後(平成 31 年 2 月頃)の 1 回を予定する。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 17 ヶ月後の 1 回を予定する。	調査地域は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 24 ヶ月後の 1 回を予定する。
	・工事用車両の走行経路	調査方法は工事記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地域は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 23 ヶ月後(平成 31 年 2 月頃)の 1 回を予定する。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 17 ヶ月後の 1 回を予定する。	調査地域は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 24 ヶ月後の 1 回を予定する。

表 2.8-1(2) 事後調査（大気質）の内容等（2/4）

調査項目	調査方法	評価書時		東工区		中央・西工区	
		調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等
工事による影響	重機の稼動に係る ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・風向・風速 ・重機の稼動台数	二酸化窒素 調査方法は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年、環境庁告示第 38 号）に準じる測定方法（公定法）及びバッジ式サンプラーを用いた簡易法とする。 測定高さは 1.5m とする。	調査地點は敷地境界最大着地濃度地點及び根白石中学校の 2 地點とする。 地点 A：最大着地濃度地點（公定法、簡易法） 地点 J：根白石中学校（簡易法） ※根白石中学校での調査については、今後中学校と調整予定。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 5~16 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 10 ヶ月後（平成 30 年 1 月頃）を予定する。 ・1 回×7 日間（168 時間）連続	調査地點は、敷地境界最大着地濃度地點の 1 地點とする。 地点 A：最大着地濃度地點（公定法、簡易法） ※地点 A は、東工区及び中央・西工区では位置が異なる。 ※図 2.8-1(1) 参照。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 6~17 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 10 ヶ月後の 1 回を予定する。 ・1 回×7 日間（168 時間）連続	調査地點は、敷地境界最大着地濃度地點及び根白石中学校の 2 地點とする。 地点 A：最大着地濃度地點（公定法、簡易法） 地点 J：根白石中学校（簡易法） ※根白石中学校での調査については、今後中学校と調整予定。 ※地点 A は、東工区及び中央・西工区では位置が異なる。 ※図 2.8-1(2) 参照。
	・浮遊粒子状物質	調査方法は「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年、環境庁告示第 25 号）に準じる測定方法とする。 測定高さは 3.0m とする。	調査地點は敷地境界最大着地濃度地點の 1 地點とする。 地点 A：最大着地濃度地點	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。	調査地點は敷地境界最大着地濃度地點の 1 地點とする。 地点 A：最大着地濃度地點 ※地点 A は、東工区及び中央・西工区では位置が異なる。 ※図 2.8-1(1) 参照。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。	調査地點は敷地境界最大着地濃度地點の 1 地點とする。 地点 A：最大着地濃度地點 ※地点 A は、東工区及び中央・西工区では位置が異なる。 ※図 2.8-1(2) 参照。
	・風向・風速	調査方法は「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に準じる測定方法とする。 測定高さは 10.0m とする。	調査地點は対象事業計画地内の 1 地點とする。 地点 W：対象事業計画地内西側 ※地点 W の位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。	調査地點は対象事業計画地内の 1 地點とする。 地点 W：対象事業計画地内西側 ※地点 W の位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。 ※図 2.8-1(1) 参照。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。	調査地點は対象事業計画地内の 1 地點とする。 地点 W：対象事業計画地内西側 ※地点 W の位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。 ※図 2.8-1(2) 参照。
	・重機の稼動台数	調査方法は工事記録の確認及び必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地域は対象事業計画地内とする。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 5~16 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 10 ヶ月後（平成 30 年 1 月頃）の 1 回を予定する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 6~17 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 10 ヶ月後の 1 回を予定する。	調査地點は対象事業計画地内とする。

表 2.8-1(3) 事後調査（大気質）の内容等（3/4）

調査項目	調査方法	評価書時		東工区		中央・西工区	
		調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等
工事による影響	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・風向・風速 ・交通量	調査方法は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 環境庁告示第 38 号）に準じる測定方法（公定法）及びバッジサンプラーを用いた簡易法とする。 公定法の測定位置は地点 R2 の上り側とする。簡易法の測定位置は R1～R3 いずれも上り側とする。 測定高さは 1.5m とする。	調査地點は合成予測を実施した地點 <sup>②</sup> のうち、以下に示す 3 地点とする。 地点 R1：泉区根白石下町地内（簡易法） 地点 R2：泉区根白石行木沢地内 地点 R3：泉区寺岡3丁目地内（簡易法） ※地点 R1～R3 は合成予測地點 B～D に対応している。合成予測地點 A(根白石幼稚園)については、合成予測地點 B(地点 R1)に近接しており、また、対象事業計画地から遠ざかる方向にあるため、地点 R1 の調査結果により検証可能であると判断した。	調査期間は資料等の運動に係る調査期間及び重機の稼動に係る調査期間と同様とする。 ・2 回×7 日間（168 時間）連続 ※重機の稼動に係る調査時の地点 R2（公定法）については、地点 R2 に近い地点 A（最大着地濃度地點）の結果を活用する。	調査地點は合成予測を実施した地點 <sup>②</sup> のうち、地点 R2 及び R3 の 2 地点とする。 地点 R2：泉区根白石行木沢地内（公定法、簡易法） 地点 R3：泉区寺岡3丁目地内（簡易法） ※図 2.8-1(I) 参照。 ※地点 R2 及び R3 は合成予測地點 C 及び D に対応している。	調査期間は資料等の運動に係る調査期間及び重機の稼動に係る調査期間と同様とする。 ・2 回×7 日間（168 時間）連続 ※重機の稼動に係る調査時の地点 R2（公定法）については、地点 R2 に近い地点 A（最大着地濃度地點）の結果を活用する。	調査地點は合成予測を実施した地點 <sup>②</sup> のうち、地点 R1, R2, R11, R12 の 4 地点とする。 地点 R1：泉区根白石下町地内（簡易法） 地点 R2：泉区根白石行木沢地内（公定法、簡易法） 地点 R11：対象事業計画地内（簡易法） 地点 R12：対象事業計画地内（簡易法） ※図 2.8-1(2) 参照。 ※地点 R1, R2, R11, R12 は合成予測地點 B, C, E, F に対応している。合成予測地點 A(根白石幼稚園)については、合成予測地點 B(地点 R1)に近接しており、また、対象事業計画地から遠ざかる方向にあるため、地点 R1 の調査結果により検証可能であると判断した。
	・浮遊粒子状物質	調査方法は「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 環境庁告示第 25 号）に準じる測定方法とする。 測定高さは 3.0m とする。	調査地點は合成予測を実施した地點のうち、以下に示す 1 地点とする。 地点 R2：泉区根白石行木沢地内	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。 ※重機の稼動に係る調査時は、地点 R2 に近い地点 A（最大着地濃度地點）の結果を活用する。	調査地點は合成予測を実施した地點のうち、以下に示す 1 地点とする。 地点 R2：泉区根白石行木沢地内 ※図 2.8-1(I) 参照。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。 ※重機の稼動に係る調査時は、地点 R2 に近い地点 A（最大着地濃度地點）の結果を活用する。	調査地點は合成予測を実施した地點のうち、以下に示す 1 地点とする。 地点 R2：泉区根白石行木沢地内 ※図 2.8-1(2) 参照。
	・風向・風速	調査方法は「地上気象観測指針」（平成 14 年 気象庁）に準じる測定方法とする。 測定高さは 10.0m とする。	調査地點は対象事業計画地内の 1 地点とする。 地点 W：対象事業計画地内西側 ※地点 W の位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。	調査地點は対象事業計画地内の 1 地点とする。 地点 W：対象事業計画地内西側 ※地点 W の位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。 ※図 2.8-1(I) 参照。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。	調査期間は二酸化窒素の調査期間と同様とする。 地点 W：対象事業計画地内西側 ※地点 W の位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。 ※図 2.8-1(2) 参照。
	・交通量	調査方法はハンドカウンターで大型車、小型車及び二輪車の 3 車種別自動車台数をカウントし、1 時間毎に記録する方法とする。	調査地點は二酸化窒素の調査地點と同様とする。	調査期間は二酸化窒素の調査期間のうち、平日の 1 日間とする。 ・2 回×1 日間（平日）（24 時間）連続	調査地點は二酸化窒素の調査地點と同様とする。	調査期間は二酸化窒素の調査期間のうち、平日の 1 日間とする。 ・2 回×1 日間（平日）（24 時間）連続	調査期間は二酸化窒素の調査期間のうち、平日の 1 日間とする。 ・2 回×1 日間（平日）（24 時間）連続

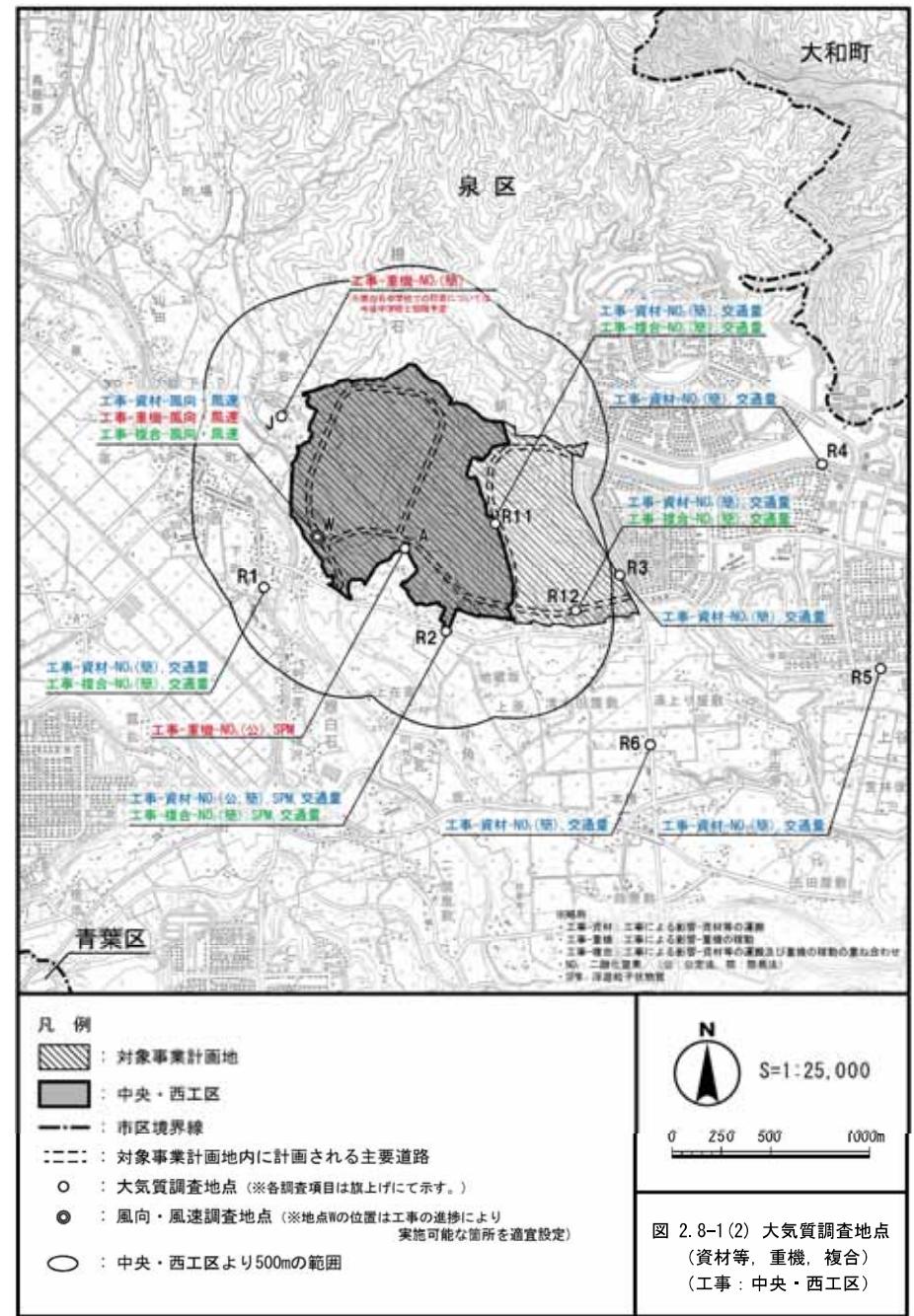
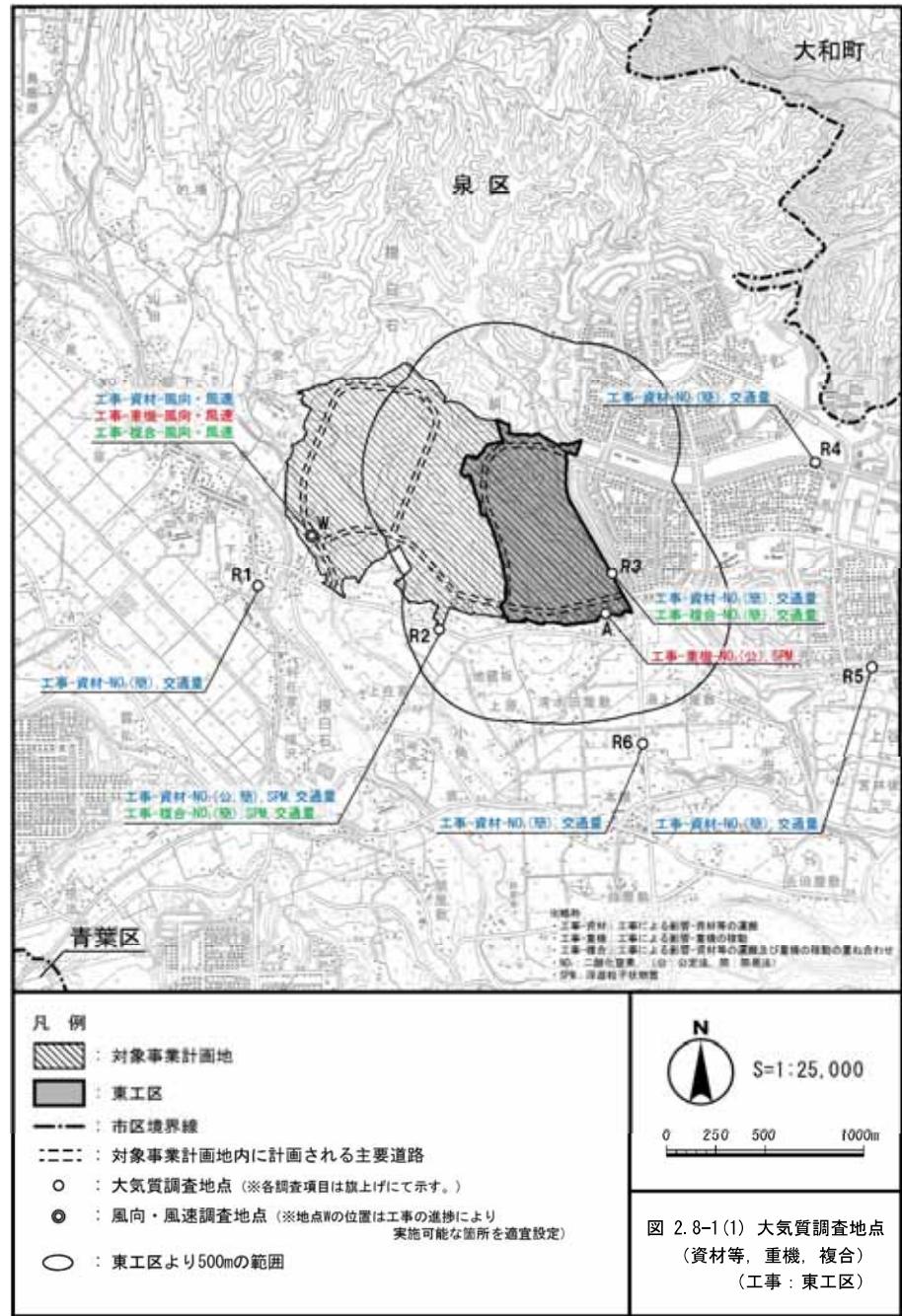


表 2.8-1(4) 事後調査（大気質）の内容等（4/4）

調査項目	調査方法	評価書時		東工区		中央・西工区		
		調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等	
工事による影響	切土・盛土・掘削等に係る ・粉じん ・風向・風速	・粉じん 調査方法は「衛生試験法・注解」（2010年日本薬学会編）に準じる測定方法とする。 測定高さは3.0mとする。	調査地点は予測を実施した地点のうち以下に示す3地点とする。 地点D3：対象事業計画地西側 地点D6：対象事業計画地南側 地点D10：対象事業計画地東側	調査期間は裸地化した面積が最大となる時期とし、工事着手後15～26ヶ月目（平成30年6月頃～平成31年5月頃）の春季、夏季、秋季、冬季の4季を予定する。 ・4回×30日間連続	調査地点は予測を実施した地点のうち、地点R8及び地点D10の2地点とする。 地点D8：対象事業計画地南側（東工区施工時の南側の代表地点として） 地点D10：対象事業計画地東側（東工区施工時の東側の代表地点として） ※図2.8-2(1)参照。	調査期間は裸地化した面積が最大となる時期とし、工事着手後9～20ヶ月目の春季、夏季、秋季、冬季の4季を予定する。 ・4回×30日間連続	調査地点は予測を実施した地点のうち、地点D3及びD6並びにD20の3地点とする。 地点D3：対象事業計画地西側（中央・西工区施工時の西側の代表地点として） 地点D6：対象事業計画地南側（中央・西工区施工時の南側の代表地点として） 地点D20（東西の境界付近）：対象事業計画地内の東工区及び中央・西工区の境界付近 ※図2.8-2(2)参照。	
	・風向・風速 調査方法は「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）に準じる測定方法とする。 測定高さは10.0mとする。	調査地点は対象事業計画地内の1地点とする。 地点W：対象事業計画地内西側 ※地点Wの位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。	調査期間は粉じんの調査期間のうち、夏季（工事着手後15ヶ月目：平成30年8月頃）、冬季（工事着手後23ヶ月目：平成31年2月頃）の2季を予定する。	調査地点は対象事業計画地内の1地点とする。 地点W：対象事業計画地内西側 ※地点Wの位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。 ※図2.8-2(1)参照。	調査期間は粉じんの調査期間のうち、夏季、冬季の2季を予定する。	調査地点は対象事業計画地内の1地点とする。 地点W：対象事業計画地内西側 ※地点Wの位置は工事の進捗により実施可能な箇所を適宜設定する。 ※図2.8-2(2)参照。	調査期間は粉じんの調査期間のうち、夏季、冬季の2季を予定する。	
環境保全措置の実施状況	環境保全措置の実施状況	調査方法は現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地は対象事業計画地内とする。	調査期間は以下のとおりとする。 ・現地確認調査は、工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後23ヶ月後（平成31年2月頃）、及び重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後6～17ヶ月目）のうち重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後10ヶ月後（平成30年1月頃）、ならびに裸地化した面積が最大となる時期とし工事着手後15～26ヶ月目（平成30年6月頃～平成31年5月頃）の春季、夏季、秋季、冬季の4季を予定する。 ・記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。	調査地は対象事業計画地内とする。	調査期間は以下のとおりとする。 ・現地確認調査は、工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後17ヶ月後、及び重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後9～20ヶ月目）のうち重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後10ヶ月後、ならびに裸地化した面積が最大となる時期とし工事着手後9～20ヶ月目の春季、夏季、秋季、冬季の4季を予定する。 ・記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。	調査地は対象事業計画地内とする。	調査期間は以下のとおりとする。 ・現地確認調査は、工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後24ヶ月後、及び重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後11～25ヶ月目）のうち重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後14ヶ月後、ならびに裸地化した面積が最大となる時期とし工事着手後14～25ヶ月目の春季、夏季、秋季、冬季の4季を予定する。 ・記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。

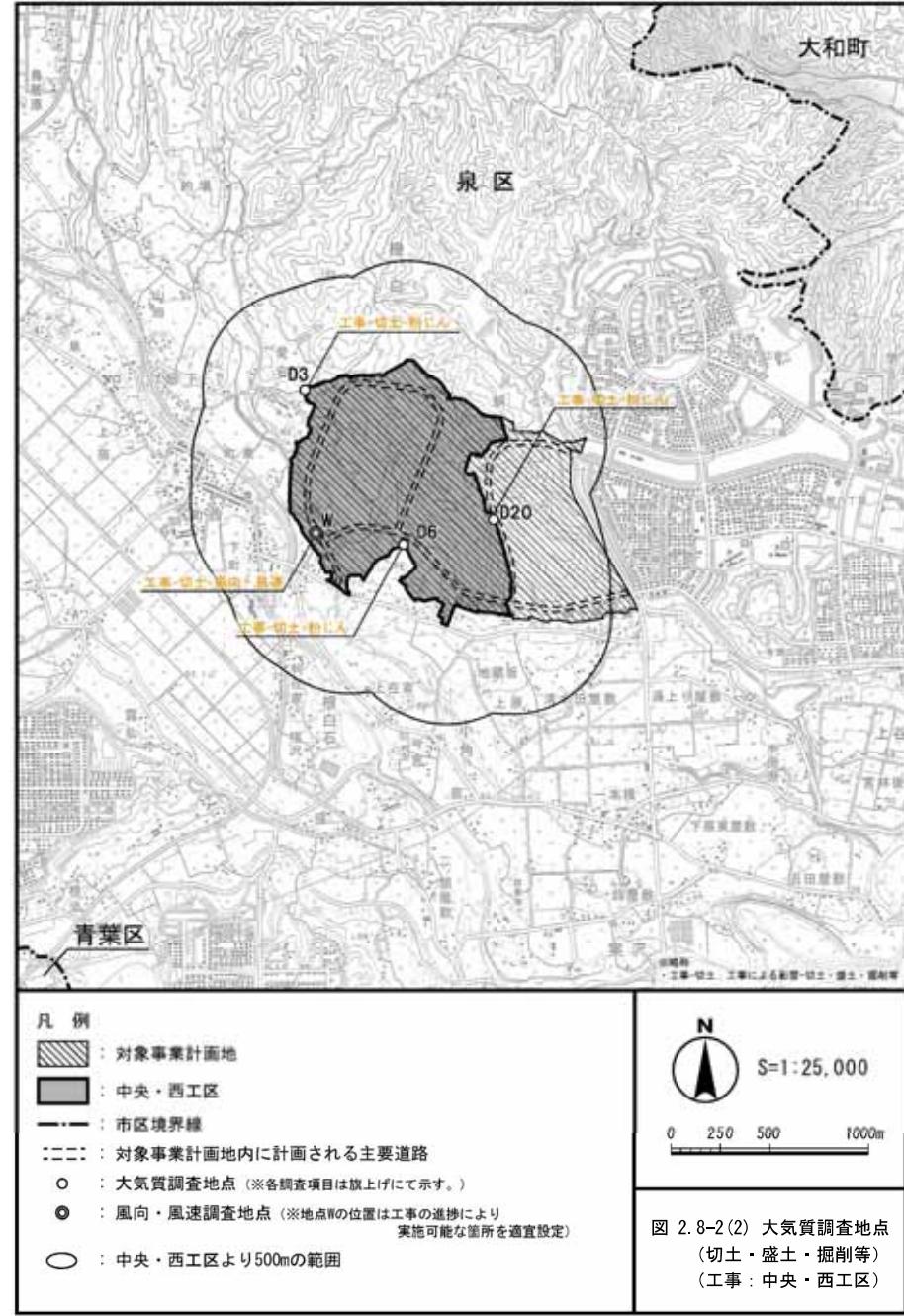
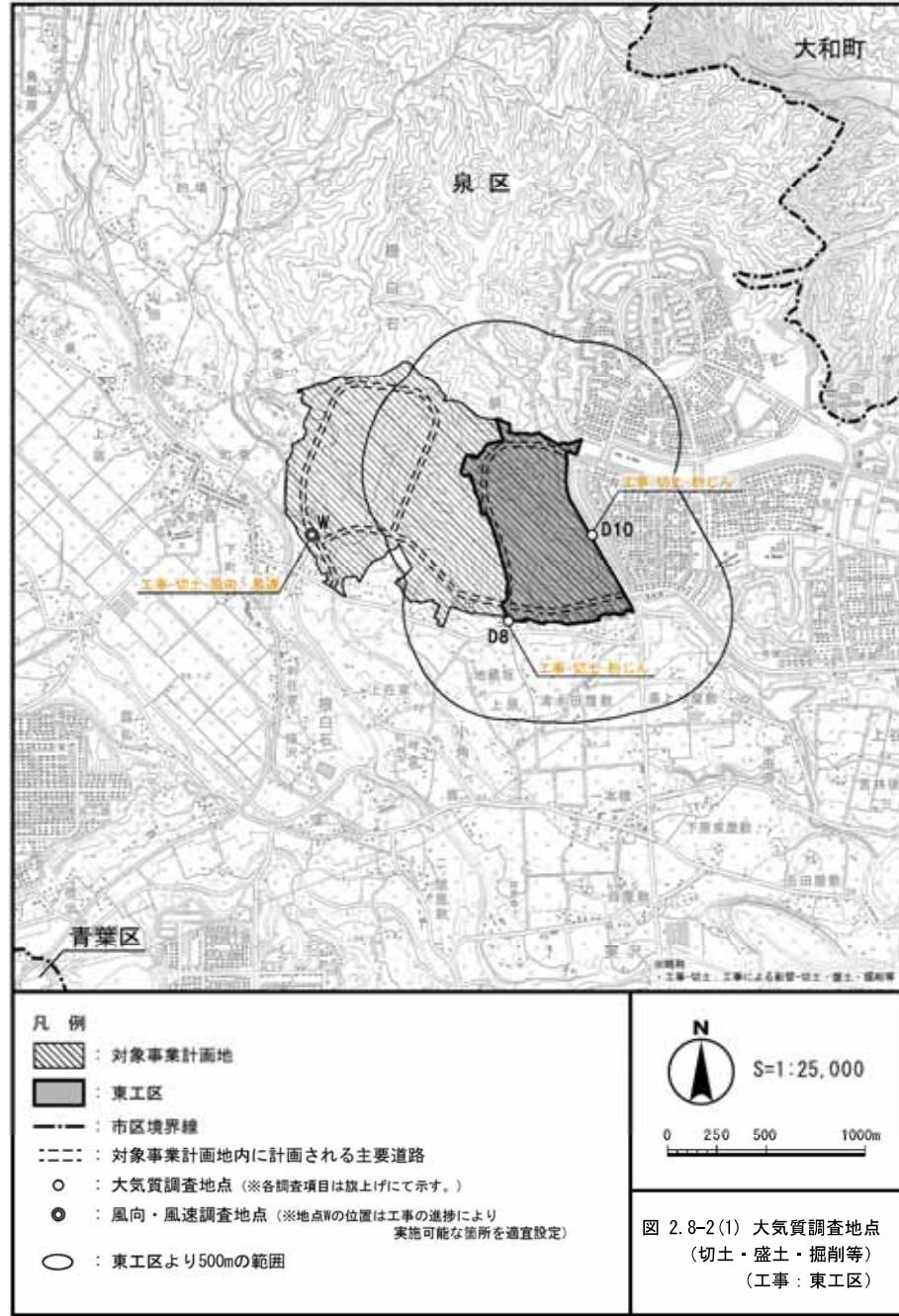


表 2.8-2(1) 事後調査（騒音）の内容等（1/2）

調査項目	調査方法	評価書時		東工区	中央・西工区			
		調査地域等	調査期間・頻度等					
工事による影響	・騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) ・交通量 ・工事用車両台数 ・工事用車両の走行経路	・騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )  調査方法は「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）及び JIS Z 8731:1999 「環境騒音の表示・測定方法」に準じる測定方法とする。 測定位置は地点 R1～R4 が上り側、地点 R5 及び R6 が下り側とする。 測定高さは 1.2m とする。	調査地點は工事用車両の通過を計画している以下の 6 地点とする。 地点 R1：泉区根白石下町地内 地点 R2：泉区根白石行木沢地内 地点 R3：泉区寺岡3丁目地内 地点 R4：泉区紫山2丁目地内 地点 R5：泉区寺岡1丁目地内 地点 R6：泉区実沢飛鳥原地内	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 23 ヶ月後（平成 31 年 2 月頃）を予定する。 ・1回×1 日間（平日）（24 時間）連続	調査地點は工事用車両の通過を計画している以下の 6 地点とする。 地点 R1：泉区根白石下町地内 地点 R2：泉区根白石行木沢地内 地点 R3：泉区寺岡3丁目地内 地点 R4：泉区紫山2丁目地内 地点 R5：泉区寺岡1丁目地内 地点 R6：泉区実沢飛鳥原地内 ※図 2.8-3(1) 参照。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 17 ヶ月後の 1 回を予定する。 ・1回×1 日間（平日）（24 時間）連続	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 24 ヶ月後の 1 回を予定する。 ・1回×1 日間（平日）（24 時間）連続	
	・交通量	調査方法はハンドカウンターで大型車、小型車及び二輪車の 3 車種別自動車台数をカウントし、1 時間毎に記録する方法とする。	調査地點は騒音レベルの調査地點と同様とする。	調査期間は騒音レベルの調査期間と同様とする。	調査地點は騒音レベルの調査地點と同様とする。	調査期間は騒音レベルの調査期間と同様とする。		
	・工事用車両台数	調査方法は工事記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 23 ヶ月後（平成 31 年 2 月頃）の 1 回を予定する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 24 ヶ月後の 1 回を予定する。		
	・工事用車両の走行経路	調査方法は工事記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 17 ヶ月後の 1 回を予定する。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 24 ヶ月後の 1 回を予定する。		
	重機の稼動に係る ・騒音レベル ( $L_{A5}, L_{L90}$ ) ・重機の稼動台数	・騒音レベル ( $L_{A5}, L_{L90}$ )  調査方法は「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号）、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）、JIS Z 8731:1999 「環境騒音の表示・測定方法」に準じる測定方法とする。 測定高さは 1.2m とする。	調査地點は敷地境界最大騒音レベル地点及び根白石中学校の 2 地点とする。 地点 S：最大騒音レベル地点 地点 J：根白石中学校 ※根白石中学校での調査については、今後中学校と調整予定。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 5～16 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 10 ヶ月後（平成 30 年 1 月頃）を予定する。 ・1回×1 日間（平日）（24 時間）連続	調査地點は、敷地境界最大騒音レベル地点の 1 地点とする。 地点 S：最大騒音レベル地点 ※地点 S は、東工区及び中央・西工区では位置が異なる。 ※図 2.8-3(1) 参照。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 6～17 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 10 ヶ月後の 1 回を予定する。 ・1回×1 日間（平日）（24 時間）連続	調査地點は、敷地境界最大騒音レベル地点及び根白石中学校の 2 地点とする。 地点 S：最大騒音レベル地点 地点 J：根白石中学校 ※根白石中学校での調査については、今後中学校と調整予定。 ※地点 S は、東工区及び中央・西工区では位置が異なる。 ※図 2.8-3(2) 参照。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 11～22 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 14 ヶ月後の 1 回を予定する。 ・1回×1 日間（平日）（24 時間）連続
	・重機の稼動台数	調査方法は工事記録の確認及び必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 5～16 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 10 ヶ月後（平成 30 年 1 月頃）の 1 回を予定する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 11～22 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 14 ヶ月後の 1 回を予定する。		

表 2.8-2(2) 事後調査（騒音）の内容等（2/2）

調査項目	調査方法	評価書時		東工区		中央・西工区	
		調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等
工事による影響	資材等の運搬及び重機の稼動（重ね合わせ）に係る ・騒音レベル ( $L_{A10}$ , $L_{Aeq}$ ) ・交通量	・騒音レベル ( $L_{A10}$ , $L_{Aeq}$ )  調査方法は「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号）、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）及び JIS Z 8731 : 1999 「環境騒音の表示・測定方法」に準じる測定方法とする。 測定位置は地点 R2 及び地点 R3 ともに上り側とする。 測定高さは 1.2m とする。	調査地點は合成予測を実施した地点 <sup>※</sup> の計 2 地点とする。 地点R2：泉区根白石行木沢地内 ※地点R2及びR3は合成予測地点A及びEに対応している。	調査期間は資材等の運搬に係る調査期間及び重機の稼動に係る調査期間と同様とする。 ・2回×1日間（平日）（24時間）連続	調査地點は合成予測を実施した地点 <sup>※</sup> のうち、地点 R3 の 1 地点とする。 地点R3：泉区寺岡3丁目地内 ※図 2.8-3(1)参照。 ※地点 R3 は合成予測地点 B に対応している。	調査期間は資材等の運搬に係る調査期間及び重機の稼動に係る調査期間と同様とする。 ・2回×1日間（平日）（24時間）連続	調査地點は合成予測を実施した地点 <sup>※</sup> のうち、地点 R2 及び R1 の 2 地点とする。 地点R11：対象事業計画地内 ※図 2.8-3(2)参照。 ※地点 R2 及び R1 は合成予測地点 A 及び E に対応している。
	・交通量	調査方法はハンドカウンターで大型車、小型車及び二輪車の 3 車種別自動車台数をカウントし、1 時間毎に記録する方法とする。	調査地點は騒音レベルの調査地點と同様とする。	調査期間は騒音レベルの調査期間と同様とする。	調査地點は騒音レベルの調査地點と同様とする。	調査地點は騒音レベルの調査地點と同様とする。	調査期間は騒音レベルの調査期間と同様とする。
	環境保全措置の実施状況	・環境保全措置の実施状況  調査方法は現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は以下のとおりとする。  ・現地確認調査は、工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 23 ヶ月後（平成 31 年 2 月頃）、及び、重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 6～17 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 10 ヶ月後（平成 30 年 1 月頃）を予定する。 ・記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は以下のとおりとする。  ・現地確認調査は、工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 24 ヶ月後、及び、重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 11～22 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 14 ヶ月後を予定する。 ・記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。	調査期間は以下のとおりとする。

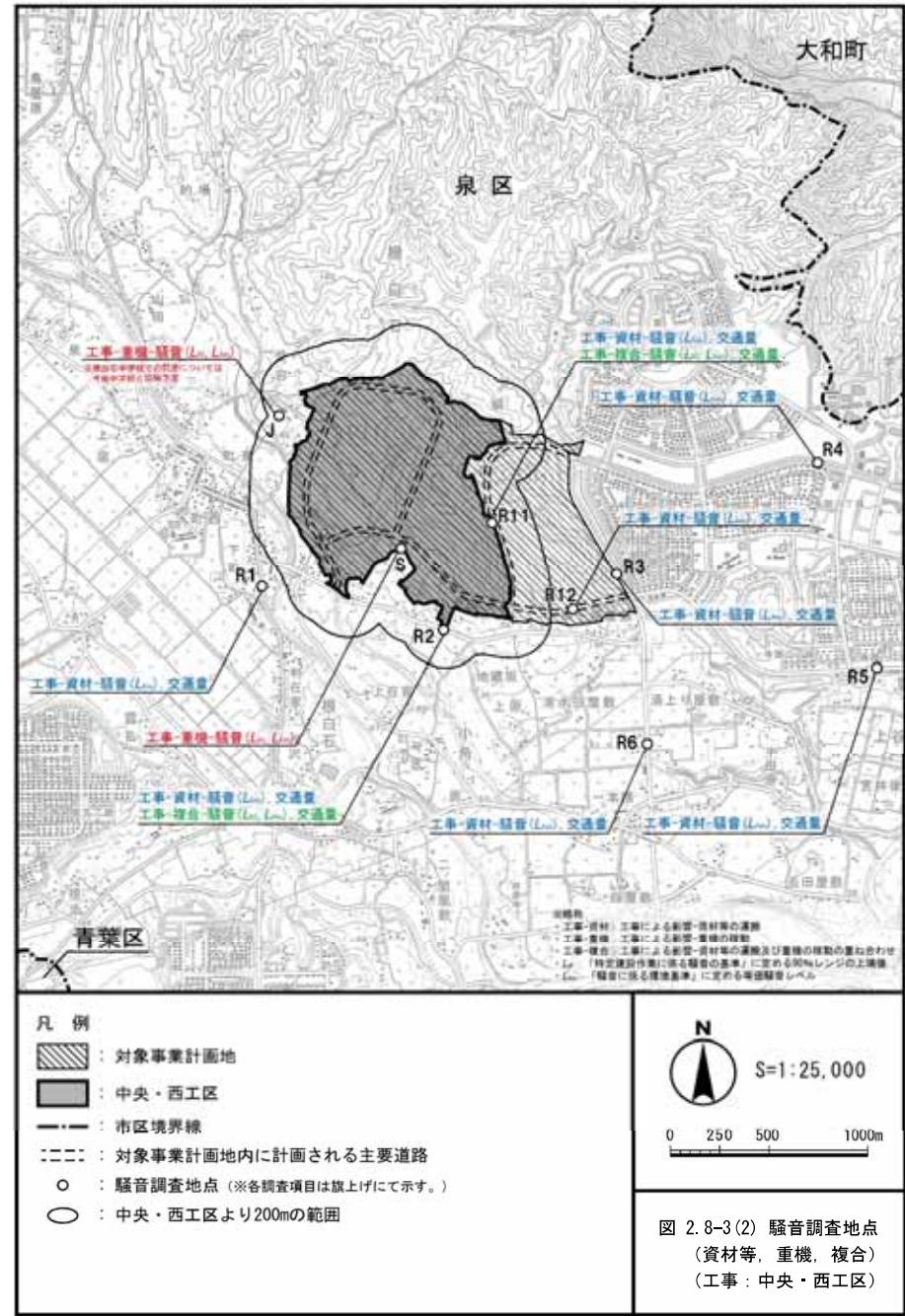
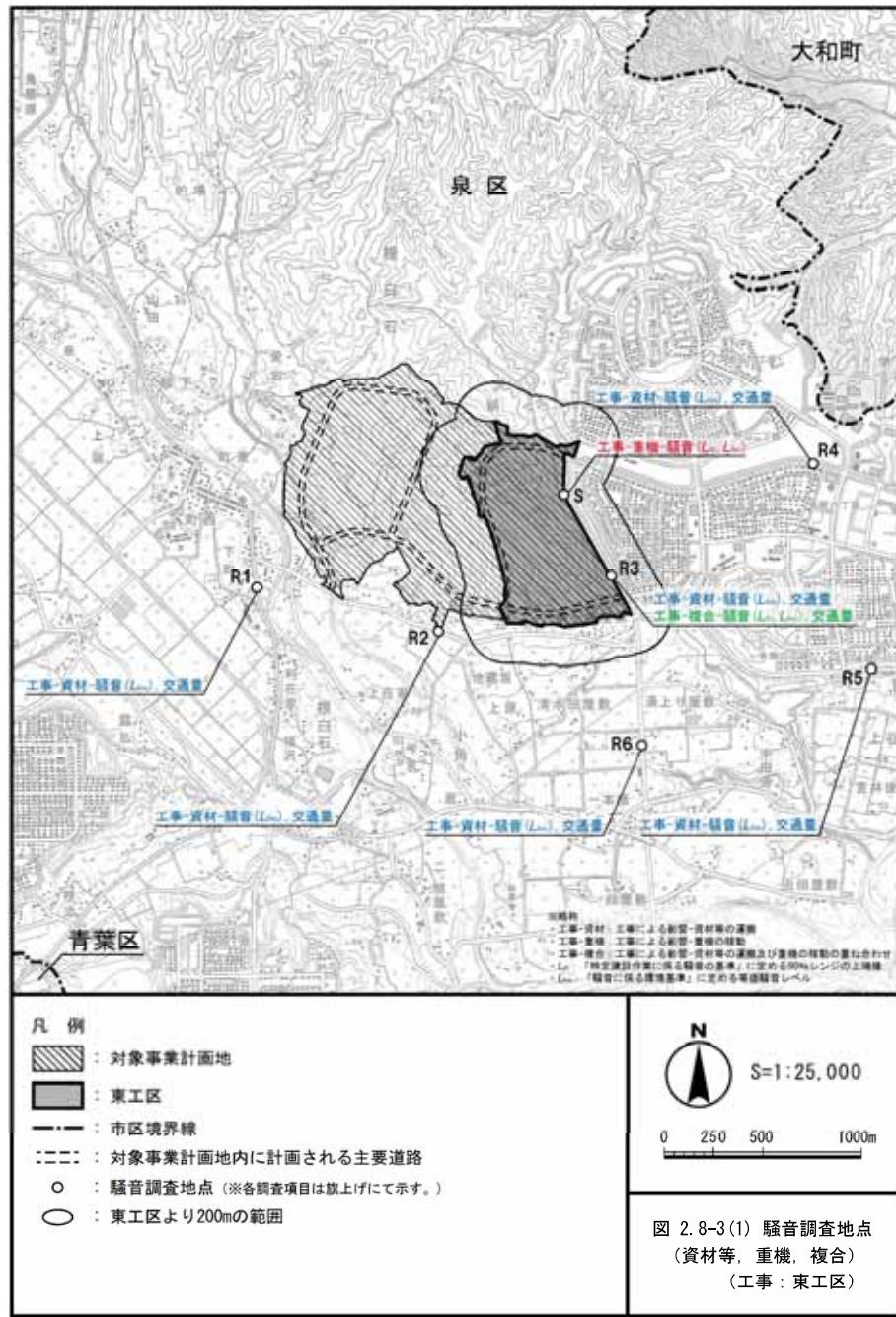


表 2.8-3(1) 事後調査（振動）の内容等 (1/2)

調査項目	調査方法	評価書時		東工区		中央・西工区	
		調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等
工事による影響	・振動レベル ( $L_{Ae}$ )	調査方法は「振動規制法施行規則」(昭和51年 総理府令第58号)別表第二備考4及び7に規定される方法とする。 測定位置は地点 R1～R4 が上り側、地点 R5 及び R6 が下り側とする。	調査地點は工事用車両の通過を計画している以下の6地点とする。 地点R1：泉区根白石下町地内 地点R2：泉区根白石行木沢地内 地点R3：泉区寺岡3丁目地内 地点R4：泉区紫山2丁目地内 地点R5：泉区寺岡1丁目地内 地点R6：泉区実沢飛鳥原地内	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後23ヶ月後(平成31年2月頃)を予定する。 ・1回×1日間(平日)(24時間)連続	調査地點は工事用車両の通過を計画している以下の6地点とする。 地点R1：泉区根白石下町地内 地点R2：泉区根白石行木沢地内 地点R3：泉区寺岡3丁目地内 地点R4：泉区紫山2丁目地内 地点R5：泉区寺岡1丁目地内 地点R6：泉区実沢飛鳥原地内 ※図 2.8-4(1)参照。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後17ヶ月後の1回を予定する。 ・1回×1日間(平日)(24時間)連続	調査地點は工事用車両の通過を計画している以下の8地点とする。 地点R1：泉区根白石下町地内 地点R2：泉区根白石行木沢地内 地点R3：泉区寺岡3丁目地内 地点R4：泉区紫山2丁目地内 地点R5：泉区寺岡1丁目地内 地点R6：泉区実沢飛鳥原地内 地点R11：対象事業計画地内 地点R12：対象事業計画地内 ※図 2.8-4(2)参照。
	・交通量	調査方法はハンドカウンターで大型車、小型車及び二輪車の3車種別自動車台数をカウントし、1時間毎に記録する方法とする。	調査地點は振動レベルの調査地點と同様とする。	調査期間は振動レベルの調査期間と同様とする。	調査地點は振動レベルの調査地點と同様とする。	調査期間は振動レベルの調査期間と同様とする。	調査期間は振動レベルの調査期間と同様とする。
	・工事用車両台数	調査方法は工事記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後23ヶ月後(平成31年2月頃)の1回を予定する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後17ヶ月後の1回を予定する。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後24ヶ月後の1回を予定する。
	・工事用車両の走行経路	調査方法は工事記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後23ヶ月後(平成31年2月頃)の1回を予定する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後17ヶ月後の1回を予定する。	調査期間は工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後24ヶ月後の1回を予定する。
	・重機の稼動に係る	・振動レベル ( $L_{Ae}$ )	調査方法は「振動規制法施行規則」(昭和51年 総理府令第58号)別表第一備考3及び4に準じる測定方法とする。	調査地點は敷地境界最大振動レベル地点の1地点とする。 地点V：最大振動レベル地点	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間(工事着手後5～16ヶ月目)のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後10ヶ月後(平成30年1月頃)を予定する。 ・1回×1日間(平日)(24時間)連続	調査地點は敷地境界最大振動レベル地点の1地点とする。 地点V：最大振動レベル地点 ※地点Vは、東工区及び中央・西工区では位置が異なる。 ※図 2.8-4(1)参照。	調査地點は敷地境界最大振動レベル地点の1地点とする。 地点V：最大振動レベル地点 ※地点Vは、東工区及び中央・西工区では位置が異なる。 ※図 2.8-4(2)参照。
	・重機の稼動台数	調査方法は工事記録の確認及び必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間(工事着手後5～16ヶ月目)のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後10ヶ月後(平成30年1月頃)の1回を予定する。	調査地點は対象事業計画地内とする。	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間(工事着手後6～17ヶ月目)のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後10ヶ月後(平成30年1月頃)を予定する。 ・1回×1日間(平日)(24時間)連続	調査期間は重機の年間稼動台数が最大となる期間(工事着手後11～22ヶ月目)のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後14ヶ月後の1回を予定する。 ・1回×1日間(平日)(24時間)連続

表 2.8-3(2) 事後調査（振動）の内容等（2/2）

調査項目	調査方法	評価書時		東工区		中央・西工区	
		調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等	調査地域等	調査期間・頻度等
工事による影響	資材等の運搬及び重機の稼動（重ね合わせ）に係る ・振動レベル（ $L_{10}$ ） ・交通量	・振動レベル（ $L_{10}$ ）  調査方法は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 総理府令第 58 号）別表第二備考 4 及び 7、及び別表第一備考 3 及び 4 に準じる測定方法とする。 測定位置は地点 R2 及び地点 R3 ともに上り側とする。	調査地域は合成予測を実施した地点 <sup>⑧</sup> の計 2 地点とする。 地点R2：泉区根白石行木沢地内 ※地点R2及びR3は合成予測地点A及びBに対応している。	調査期間は資材等の運搬に係る調査期間及び重機の稼動に係る調査期間と同様とする。 ・2 回×1 日間（平日）（24 時間）連続	調査地域は合成予測を実施した地点 <sup>⑧</sup> のうち、地点 R3 の 1 地点とする。 地点R3：泉区寺岡3丁目地内 ※図 2.8-4(1)参照。 ※地点 R3 は合成予測地点 B に対応している。	調査期間は資材等の運搬に係る調査期間及び重機の稼動に係る調査期間と同様とする。 ・2 回×1 日間（平日）（24 時間）連続	調査期間は合成予測を実施した地点 <sup>⑧</sup> うち、地点 R2 及び R11 の 2 地点とする。 地点R2：泉区根白石行木沢地内 地点R11：対象事業計画地内 ※図 2.8-4(2)参照。 ※地点 R2 及び R11 は合成予測地点 A 及び E に対応している。
	・交通量	調査方法はハンドカウンターで大型車、小型車及び二輪車の 3 車種別自動車台数をカウントし、1 時間毎に記録する方法とする。	調査地域は振動レベルの調査地点と同様とする。	調査期間は振動レベルの調査期間と同様とする。	調査期間は振動レベルの調査期間と同様とする。	調査期間は振動レベルの調査期間と同様とする。	調査期間は振動レベルの調査期間と同様とする。
	環境保全措置の実施状況	・環境保全措置の実施状況  調査方法は現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する。	調査地域は対象事業計画地内とする。	調査期間は以下のとおりとする。 ・現地確認調査は、工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 23 ヶ月後（平成 31 年 2 月頃）、及び重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 6～17 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 10 ヶ月後（平成 30 年 1 月頃）を予定する。 ・記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。	調査地域は対象事業計画地内とする。	調査期間は以下のとおりとする。 ・現地確認調査は、工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 24 ヶ月後、及び、重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 11～22 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 14 ヶ月後を予定する。 ・記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。	調査期間は以下のとおりとする。 ・現地確認調査は、工事用車両の走行台数が最大となる工事着手後 24 ヶ月後、及び、重機の年間稼動台数が最大となる期間（工事着手後 11～22 ヶ月目）のうち、重機の月間稼動台数が最大となる工事着手後 14 ヶ月後を予定する。 ・記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。